

紀の川市地域体制強化共同支援加算に係る取扱要領

令和 3年 3月 29日 決裁

1. 趣旨

紀の川市地域生活支援拠点等事業実施要綱（令和3年告示46号。以下「実施要綱」）第4条第1項第12号に規定する地域体制強化共同支援加算を算定できる場合について、次のとおり定義する。

2. 加算算定できる場合

①地域生活支援拠点等事業所登録申請書（実施要綱「様式第1号」）の提出

指定相談支援事業所は、運営規程を改正し、自らが地域生活支援拠点の機能を担う事業所として、紀の川市障害福祉課に登録されており、和歌山県知事に地域生活支援拠点等の機能を担う事業所としての届出書（参考様式）を提出していること。

②支援調整会議の開催

指定相談支援事業所は、保健、医療、福祉等のサービスに係る3者以上が関わる事案について、基幹相談支援センターの同席のもとで支援調整会議を開催する。

③必要な支援の実施

指定相談支援事業所は、支援調整会議による情報共有及び支援内容の検討を踏まえ、支援対象者に対して、保健、医療、福祉等のサービスに係る3者以上と共同して、在宅での療養又は地域において生活する上で必要となる説明及び指導等の必要な支援を実施する。

④自立支援協議会への報告

指定相談支援事業所は、支援調整会議の内容等について、地域体制強化共同支援記録書（様式1）により、那賀圏域障害児・者自立支援協議会相談支援サブ部会に報告を行う。その際、紀の川市障害福祉課職員が同席するものとする。

⑤加算の算定

指定相談支援事業所は上記の報告をし、地域体制強化共同支援記録書（様式1）を紀の川市障害福祉課に提出した後、加算を請求する。

3. その他

この要領に定めるもののほか、加算の算定に関して必要な事項は、紀の川市障害福祉課が基幹相談支援センターと協議のうえ定める。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

(様式1)

地域体制強化共同支援 記録書

【基本情報】

地域生活支援拠点等の名称	
報告先の(自立支援)協議会名:	
報告年月日:	
共同支援に係る会議の 開催年月日・開催時間・ 開催場所	開催年月日: 年 月 日 開催時間: 開催場所:
担当相談支援事業所名:	
担当相談支援専門員(氏名):	
連絡先:	

【利用者情報】

ふりがな:	
利用者氏名:	
生年月日:	年 月 日 (男・女)
障害の種類:	身体障害・知的障害・精神障害・難病

【会議開催の目的・出席者】

会議開催の目的 (該当番号に○)	1 個別課題の解決 2 地域課題、ニーズの把握 3 横断的な連絡調整 4 地域づくり・資源開発 5 地域生活支援拠点等の運営への提案 6 その他(具体的に)		
会議の出席者	所属名	職種	氏名

【会議の具体的な内容】

※ ①～④の記載は必須とし、⑤及び⑥の記載は任意(開催の目的に応じて記載)とする。

①	利用者の支援の経過	
②	利用者の支援上の課題	
③	②の課題への対応策 (協議会への提案等を含む。)	
④	地域課題・ニーズの現状	
⑤	地域生活支援拠点等の現状	
⑥	地域生活支援拠点等の必要な機能の充足について	

【その他(特記事項)】

--

(参考様式)

地域生活支援拠点等の機能を担う事業所としての届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

(〇〇) 圏域の地域生活支援拠点等の機能を担う事業所として以下のとおり届け出ます。

事業所の名称	
サービスの種類	
拠点認定年月日	
拠点管轄市町村 (担当する市町村を全て記入してください。)	
地域生活支援拠点等として担う機能 (該当項目に〇印を記入してください。)	① 相談 ② 緊急時の受け入れ・対応 ③ 体験の機会・場 ④ 専門的人材の確保・養成 ⑤ 地域の体制づくり

※注意事項：運営規程の変更届は変更後、遅くとも10日以内に提出してください。